

ふじパワフル85計画VI  
第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画  
(案)

概要版

令和3年3月

富士市

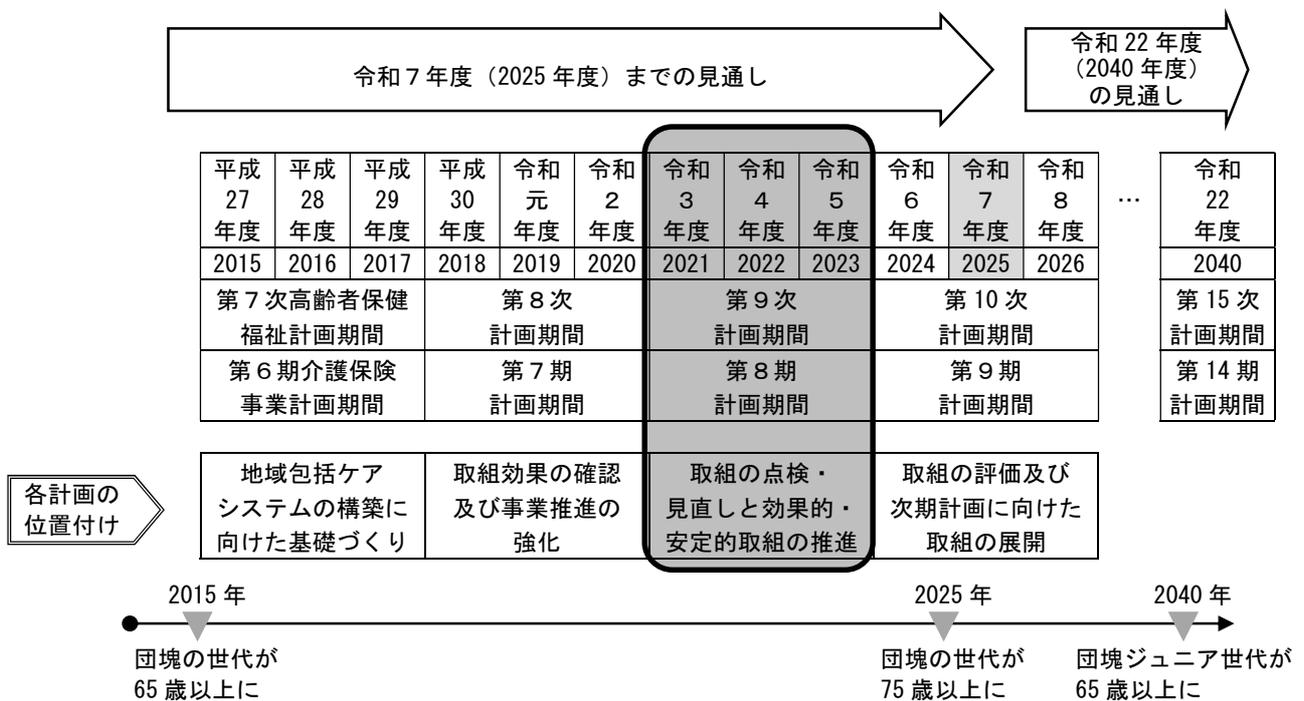
## 1 策定の目的

高齢者の生活を支援するための各種事業や介護保険制度の円滑な実施を図るため

## 2 現在までの経緯と計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。地域包括ケアシステムの強化を進めていく計画の中間段階として、その基礎づくりを進めてきた前期の計画を引き継ぎ、本計画ではこれまでの取組を強化・推進していきます。

今後も進行する高齢化に対応するため、令和7年度（2025年度）の高齢者のあるべき姿、令和22年度（2040年度）の長期的な地域の高齢化を念頭に置き、3年ごとに計画を策定していきます。各計画期間において、地域包括ケアシステムの構築に向けて段階的に目標を設定し、その位置付けに沿って取組を進めていきます。

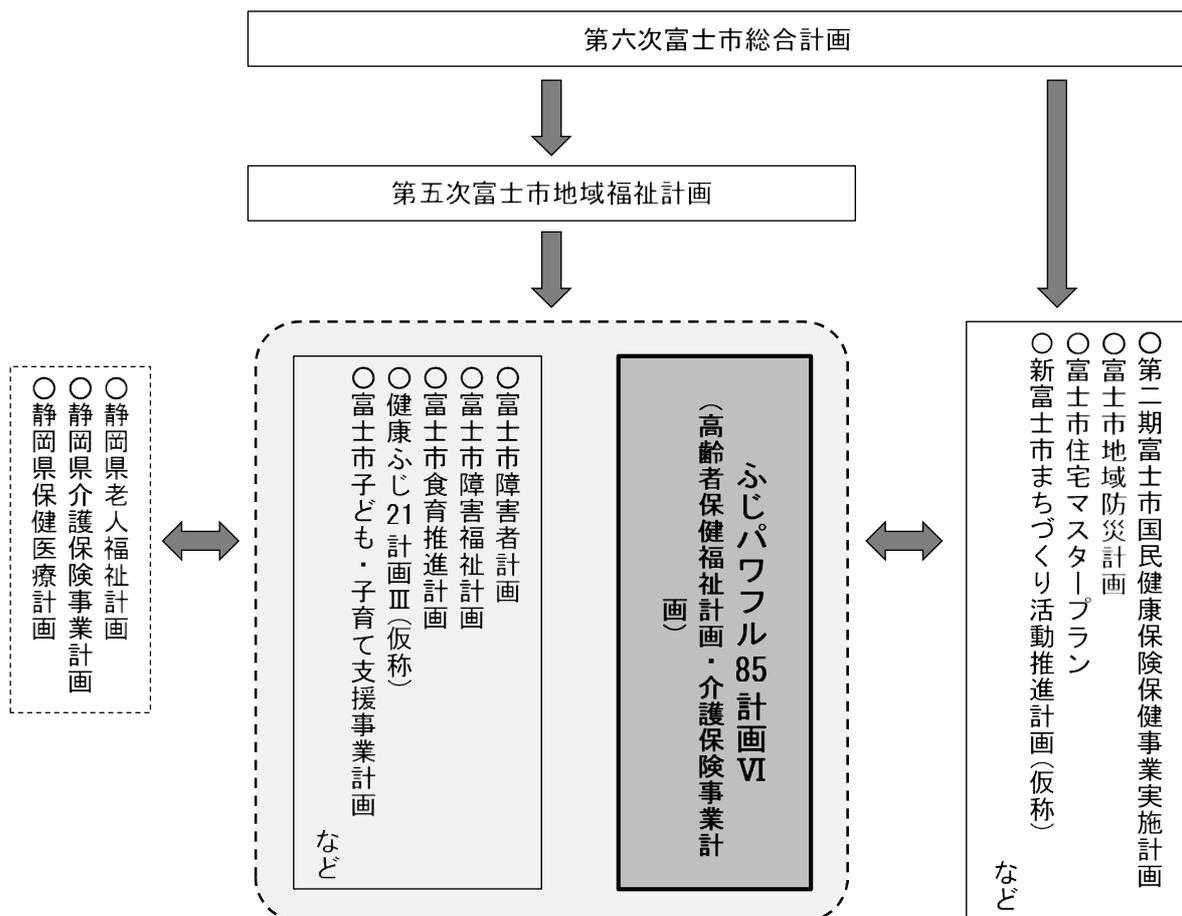


### 3 本計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」に保健の視点を取り入れ、また、介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して一体的に策定するものです。

「市町村老人福祉計画」（老人福祉法第 20 条の 8）+保健の視点 } 一体的に策定  
 「市町村介護保険事業計画」（介護保険法第 117 条） } する

また、本市における最上位計画である第六次富士市総合計画（策定中）をはじめ、福祉分野の上位計画である富士市地域福祉計画（策定中）、（仮称）健康ふじ 21 計画Ⅲ、富士市障害者計画（障害福祉計画）等の関連する各分野の計画との整合性に配慮しています。



## 4 計画の概要

### 1 富士市における9つの課題

本市の総人口は令和2年4月1日現在で252,605人となり、そのうち65歳以上の高齢者は69,701人で、総人口の27.6%を占めるに至りました。平成27年には24.8%だった高齢化率は5年間で2.8ポイント上昇しており、今後も上昇傾向が続くことが予想されます。

さらに、5年後の令和7年(2025年)には『団塊の世代』が75歳以上となり、20年後には『団塊ジュニア世代』が65歳以上となる令和22年(2040年)を迎え、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者、認知症高齢者の増加に伴い地域課題の複雑化・複合化も見込まれています。

これまで、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めてきました。今後さらに高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを深化・推進し、重層的支援を実現させ、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を把握し施策に活用することが重要です。本計画では、本市における課題として以下の9点を設定し、この課題を解決し、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送るための取組を進めていきます。

#### (1) 高齢者、地域社会のニーズに合った介護予防事業の実施

高齢者の増加、団塊の世代の高齢化進行に対応できるよう、市民一人ひとりが介護予防に取り組むことが必要であり、市はこれまでも各種事業を進めてきました。

要介護リスクは、年齢層の上昇のほか、日常生活圏域によって傾向に特徴がみられるため、年齢層や各圏域の状況に応じた取組の検討が必要です。

介護予防事業は、事業の知名度の低さや高齢者のニーズとのギャップ等により、利用者は少ない状態が続いています。また、経済的に苦しさを感じている高齢者は、介護予防への取組が消極的な傾向がみられます。そのため、さらに身近で気軽にできる介護予防・健康づくり、受け皿となる講座、サービスの参加・利用促進に向けた情報発信が必要です。また、情報発信のあり方の検討も必要です。

また、サービスについては、ニーズに対応できる人材の確保・育成、専門職との連携体制の確保・充実が必要です。人材の確保・育成にあたっては、関連する講座への幅広い年齢層の参加促進、参加者の固定化抑制、活躍の場の確保が必要です。

## (2) 高齢者の活躍の場の確保、活動促進

---

元気で活動的な高齢者は、地域にとって大きな活力になります。

多くの高齢者に地域の活動に参加していただけるよう、活動の活性化を支援するとともに、参加の意義等や地域活動に関する情報の発信が必要です。ボランティア活動や町内会等の地域活動に関心を持つ高齢者が多くみられますが、必要な情報が入手しづらいという意見もあることから、効果的な情報発信手段の検討が必要です。また、「参加する」だけでなく「活動を主導できる」高齢者の参加促進や活動支援、ボランティア人材の育成に向けた情報発信、講座の開催を継続するとともに、高齢者の生きがいづくりや再就職に関する取組の推進、事業の情報発信等も必要です。

## (3) 医療と介護の連携

---

高齢者が健康的な生活を送るためには、自分の健康状態を把握していただくことが必要ですが、健康診査や歯科検診、がん検診等の各種検診の受診率は伸び悩んでおり、受診促進、事業の改善や情報発信、啓発の充実が必要です。併せて、かかりつけ医の重要性についての情報発信が必要です。

かかりつけ医を若年期から持つことの必要性をさらに広報し、自身の健康維持や認識を高めていくことが必要です。

また、医療と介護の効果的な連携について、順調に行われている事業は様々なレベルでコミュニケーションが図られていることから、連携体制の課題の整理や改善に努めるとともに、受診データ、介護保険サービス利用実績等のデータを活用した取組の導入の検討が必要です。

## (4) 認知症予防、認知症支援体制の整備

---

認知症は早期診断、早期発見が重要であり、「認知症かもしれない」と思った時に相談できる窓口をあらかじめ知っておくことが重要です。しかしながら、認知症に関連する相談窓口や関連情報の認知度は低い水準になっています。必要になってから困らないよう、認知症に関する各種情報をわかりやすく、市民に広く認識していただくような情報発信が必要です。

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示した「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基本的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法が明確に伝わるようにするために、利用しやすい冊子づくりに向けた検討も必要です。

また、認知症の人と家族の支援に向け、認知症サポーター養成講座の質の向上

や受講後の活動促進、認知症カフェの運営継続への支援、認知症初期集中支援チームと医療機関との連携など、支援体制や仕組みの改善、向上が必要です。

## **(5) 地域包括支援センターの充実**

---

市内各地の高齢者、要介護認定者等を支える拠点となっているのが地域包括支援センターです。高齢者の支援、組織運営のために必要な人材の確保・育成とともに、状況に応じた柔軟な地域ケア会議の開催・運営のあり方の検討、検討結果を介護の現場に活用することが必要です。また、今後も高齢者の増加が見込まれるため、業務の増加に対応できる体制の強化、人材の育成とともに、安心して働き続けられる就労環境づくりが必要です。

今後もこれまでの取組を維持しながら、研修内容の工夫・改善、情報発信等の工夫が必要です。また、地域包括支援センターだけでは支援が困難なケースについては、民生委員や居宅介護支援事業所などの関連事業所との連携・協力体制の一層の構築に向けた検討が必要です。

## **(6) 支援が必要な高齢者の把握と効果的な支援**

---

地域で生活している高齢者の中には、一人暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症、老老介護、虐待、貧困、セルフネグレクト、外出困難、避難行動要支援者など、日常生活で課題を抱え、周囲からの支援を必要とする高齢者が多くみられます。

それぞれの生活状況、困難状況を的確に把握し、市の保健福祉事業や介護保険事業など必要な支援を行えるよう、ニーズの把握、供給体制の充実、質の向上に向けた検証・改善の体制整備が必要です。

このうち、事業・サービスに携わる人材は、全国的な不足が続いていることから、長期的な確保・育成を続けていく必要があります。また、関連する事業所に対して、研修の支援などの効果的な支援の検討が必要です。

## **(7) 適正な介護保険事業の運営**

---

第1号被保険者数は増え続け、特に後期高齢者が増えていることから、今後は中重度の認定者が増えていくことが考えられます。

要介護認定者の多くは、自宅で生活しており、家族が中心となって介護している家庭が多いようです。在宅介護実態調査によると、要介護4の40.4%、要介護5の36.8%が介護保険サービスによる介護の負担を軽減できています。そのため、家族介護者の負担の軽減や本人の生活の質の維持・向上のため、適切なサービス利用の促進が必要です。また、サービスの質の向上や事業の適正化に向けて、

ケアプランやサービスの適正化、質の向上に向けた職員研修の支援、各種指導や苦情処理の対応、サービス内容の理解促進に向けた本人、家族、外国人向けの情報発信など、多様な取組の促進、支援が必要です。

## **(8) 高齢者の外出手段の確保**

---

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、高齢者の外出手段として「自動車（自分で運転）」の割合は高いものの、年齢の上昇とともに割合が低下し、後期高齢者では50%以下となっています。その分、家族の運転や公共交通機関、タクシーの利用が増えています。現在、市では高齢者の自動車運転事故の減少に向けて、運転免許返上の促進を進めていますが、自家用車に代わる外出手段の確保が必要です。また、高齢者の外出や社会参加を促進するためにも、公共交通機関を中心とした外出手段の確保が必要です。

今後は、既存のバス路線の維持を中心にバス交通体系の改善や、バス路線が整備されていない地域の高齢者が気軽に外出できるような、外出支援策の検討が必要です。

## **(9) 緊急事態に対応する体制の整備**

---

令和2年に入ってから、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内においても、これまでの地域の日常生活や医療・福祉・介護の各サービス利用に大きな影響が出ています。さらに、新型コロナウイルス感染症だけではなく、インフルエンザや新たな感染症が流行する可能性があります。

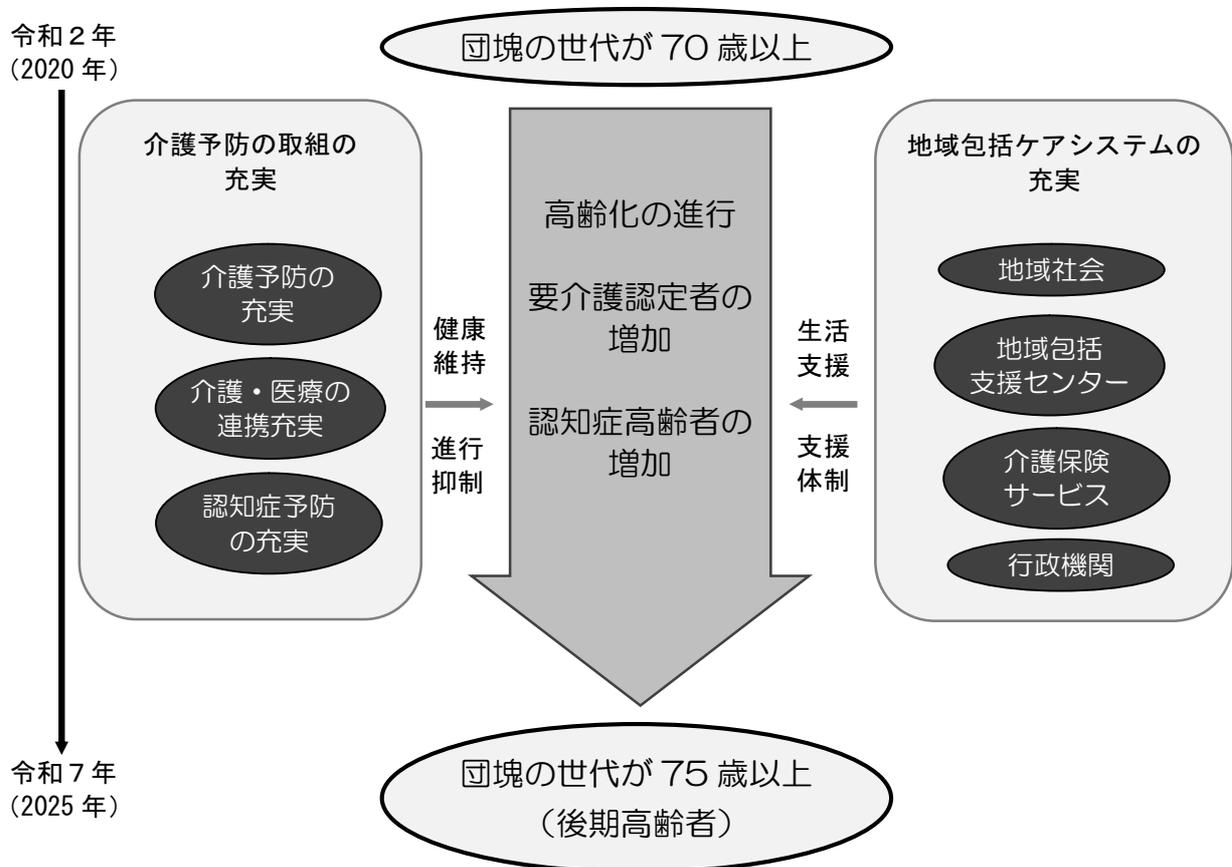
また、近年では台風による風水害、前線による豪雨災害等が全国各地で発生しており、災害発生時の避難活動や避難所での生活など、高齢者の心身に大きな負担となるケースが増えています。加えて、富士市は南海トラフを震源とする巨大地震による重大な被害の発生が予想されます。

今後は、市民生活を根底から覆すような緊急事態の状況においても、医療・介護・福祉の各サービスを維持・継続し、高齢者の健康的な生活を維持する体制の検討・整備が必要です。

## 2 富士市が目指す姿

後期高齢者になっても、要介護状態の重度化が抑制され、施設や医療機関へ入所・入院をしても地域とつながり続け、住み慣れた地域に戻って、自分らしい暮らしを続けられる環境づくり

9つの課題を基に、団塊の世代が後期高齢者となる2025年の将来像を以下の通り定めます。



### 3 基本的視点

「富士市が目指す理想像」に向けて、本計画では以下の3つを基本的視点とします。

#### ①個人としての尊厳の保持

地域で生活する高齢者が個人としての尊厳が保たれ、心身ともに健やかで、一人ひとりの能力や個性、状態に応じて自立した生活を営むことができるよう支援します。

#### ②活力を維持する自立の支援

健康的で活力に満ちて自立した生活ができ、地域社会の活性化・発展に貢献できる高齢者が増え続け、「活力と魅力ある85歳」を目指せるよう、個々のニーズや状況に応じた多様な施策を推進します。

#### ③こころ豊かな生き方をみんなで支え合う地域社会の実現

住み慣れた地域社会において、住民がお互いに支え合い、それぞれの状況に応じた活力を生み、安心して生活できるよう、また、一時的に離れても元の居場所に戻れるよう、地域住民や関係機関との連携を強化し、重層的な支援を推進します。

本市では、高齢者一人ひとりを尊重し、また、高齢者が地域の中で「自立」して生活することを基本とします。そのため、地域で暮らす様々な人や団体が支え合い、助け合うことで安心して暮らせる地域社会が構築されていることが前提となります。今後、地域課題が複雑化・複合化するにつれて、高齢者だけではなく、地域で暮らす様々な立場の人が、課題解決に向けて重層的に対応する必要があります。その状況に応じて「支える立場」、「支えられる立場」に立ち、相互に支え合う地域包括ケアシステムの構築・充実に取り組みます。

## 4 基本理念と基本目標

前計画の『パワフル85計画V』では、地域包括ケアシステムの構築を進めていく中期段階として、基礎として作られた部分の発展に取り組んできました。本計画では、その取組をさらに強化・推進し、地域包括ケアシステムの着実な構築を進めていくこととしました。

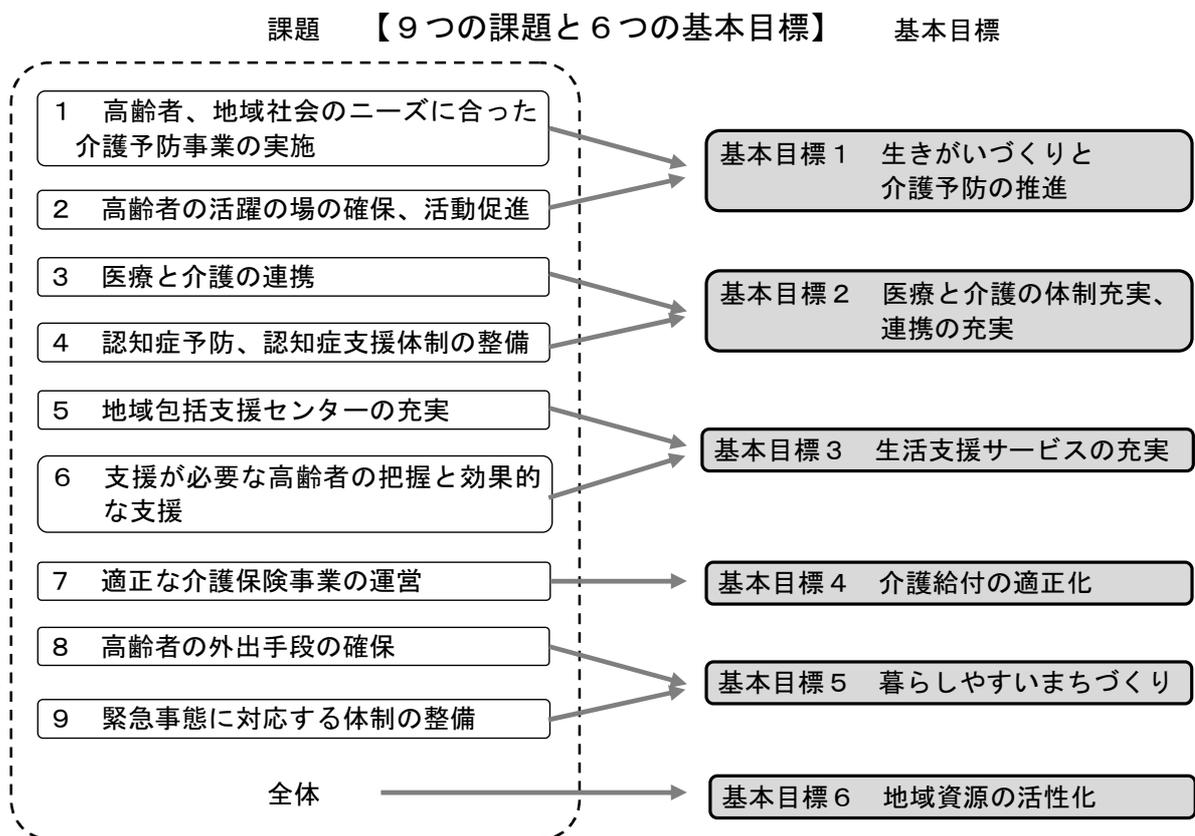
こうした流れと前述の基本的視点を踏まえ、本計画の基本理念を

支え合い思い合い、安心して暮らし続けられる地域づくり

と定めます。

本章「1 富士市が目指す理想像」の実現に向けて、本計画策定における施策の方向性を示します。

前章の9つの課題について、6つの基本目標の中で必要な取組を進めていきます。



また、各施策を展開する圏域については、地域の生活課題への対応等を行う生活支援は小学校区を基本に、住民にとってより身近なところでの支援を展開していきます。一方、在宅医療と介護の連携に対する施策や認知症施策等については、市全体を捉えた取組として進めていきます。

## **基本目標 1：生きがいつくりと介護予防の推進**

高齢者がそれぞれの知識や経験を活かし、意欲や好奇心を持って地域で活動していただけるよう、活動の機会や場所、情報の発信が必要です。高齢者が地域活動の主体的・中心的な役割を担い活性化するとともに、多様な世代と交流することで自身の活動意欲の活性化、介護予防効果とともに地域社会・地域産業の維持・継続が期待できます。

また、本人や家族が健康状態を維持し、健康的な生活を継続できるよう、介護予防や健康づくりを促し、それぞれの健康状態やライフスタイルに合った取組の促進が必要です。

今後は、高齢者が自身の状況や意欲に応じた生きがいつくり、活動の創出・参加を促進するとともに、地域で活動している団体・組織の活動の活性化、新規設立の促進に努めます。

また、介護予防や健康づくりに向けた取組の促進や、データを活用した効果の検証と事業の改善、高齢者のニーズに合った事業の創出を目指します。

## **基本目標 2：医療と介護の体制充実、連携の充実**

今後高齢者の増加傾向が続く中で、高齢者の健康状態の把握や維持管理や日常生活の活動能力の向上が重要となります。定期的な健康状態把握のため、健康診査や歯科検診、がん検診等の各種健診の受診促進に努めるとともに、認知症予防の取組や意識啓発、さらには、認知症の人やその家族への支援体制の整備、生活の質の向上を目指した自立支援が必要です。また、要介護状態の高齢者については、医療機関と介護保険事業所との連携、情報の共有化は欠かせません。後期高齢者については、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施できるよう、医療・健診・介護情報等を一括して把握できる体制の整備が必要です。

今後は、高齢者の健康維持や自立した日常生活の支援、認知症予防に向けて、高齢者の積極的な取組を促すとともに、健康診査やかかりつけ医の必要性、認知症予防の必要性と効果など、多様な事業・情報発信を進めます。

また、生活習慣病や慢性疾患、認知症となった高齢者やその家族に対しては、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）に沿った認知症対策を中心に、状況に応じた医療・介護の専門機関による支援を行えるよう体制の充実に努めるとともに、医療と介護を中心とした連携体制の改善、充実を目指します。

### **基本目標 3：生活支援サービスの充実**

高齢者や高齢者世帯の増加、家族形態の多様化により、日常生活で支援の必要な高齢者が増えています。必要な支援の内容やニーズについても多様化しており、それぞれの状況に応じた支援が必要となっています。

また、高齢者支援の中心的な役割を担う地域包括支援センターや高齢者地域支援窓口の役割、期待はさらに大きくなっていきます。

今後、地域包括支援センターに必要な人材を配置し、体制の強化や人材の育成、関連機関との連携・協力体制の充実を目指します。

また、地域で生活する高齢者の状況を的確に把握し、ニーズにあった支援を行えるよう、関連分野、関係機関と連携しながら日常生活の維持・継続に向けた支援を目指します。

### **基本目標 4：介護給付の適正化**

今後、高齢者の増加、特に後期高齢者の増加が進み、要介護認定の中重度層の増加が想定されることから、事業効率を高めて介護保険事業の持続可能性を維持するためにも、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者の生活に必要な過不足のないサービスを適切に管理し、提供することが必要です。

今後は、定期的に「介護認定の適正化」「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5項目を柱とし、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を推進します。

### **基本目標 5：暮らしやすいまちづくり**

高齢者が生活する舞台として、「まちづくり」が必要です。安心して暮らせる住居や公共施設、道路、公共交通機関など、自立した生活を続けられる環境整備が必要です。

今後は、地域包括ケアシステムの一環として、住まいや生活環境の整備、外出手段の確保・充実に向けて、関連する施策と連携しながら、高齢者が暮らしやすい環境整備を目指します。

### **基本目標 6：地域資源の活性化**

地域住民が年齢を問わず安心して生活を続けていくためには、住民同士の支え合いやボランティア活動等による支援が必要となります。

今後は、市内各地域で元気な高齢者やボランティア団体等、地域の状況に応じて多様な支え合いの仕組みを育て、活躍できるよう各地域資源の活性化を目指します。